

戸建て住宅の色彩基準を一部変更しました

(令和6年3月29日 箕面市景観計画の変更)

新しい色彩基準について

戸建て住宅のサブカラーの色彩基準を変更しました

■ サブカラー (1壁面の3分の1まで使用可)

サブカラーとは・・・

外観の基調色となる色のうち、壁面が長大で単調な場合等に、適度な変化を与えて周辺に与える圧迫感を軽減させるための色です。



(例)ベランダ部分の壁を他の外壁色より濃いめの色彩としたデザイン

■ 戸建住宅のサブカラーの色彩基準 (変更後)

色相 (色味の違い)	彩度 (鮮やかさ)	明度 (明るさ)
YR (ベージュ)	6以下	3～9
Y (黄) R (赤)	3以下	
G (緑) B (青)	2以下	

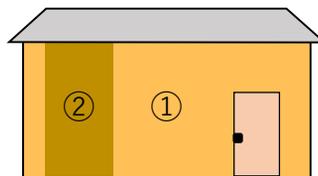
※ベースカラー、アクセントカラーの色彩基準に変更はありません。

※独自の色彩基準を設けている地区(止々呂美田園景観保全地区、箕面森町地区の一部区域(ピースガーデン)、白島3丁目東急不動産開発地区、今宮3丁目東急不動産開発地区)は色彩基準を変更しません。

■ となり合う色彩について

ベースカラーとサブカラーの配色に関しては、景観計画区域全域に共通する基準(建築物等の色彩)に、『サブカラーは同一面の1/3以下とし、ベースカラーと類似調和する色調とする』と定められています。

ベースカラーおよびサブカラーは明度の差や組み合わせのデザインが極端なものにならないよう、類似調和する構成を図ってください。



(例) 戸建て住宅

- ①外壁ベースカラー 10YR6/3
- ②外壁サブカラー 10YR4/3
類似調和したサブカラーの使用に努めてください。

■ 今回の色彩基準の見直しについて

箕面市では、平成20年に箕面市景観計画を施行し、北摂山系の山なみ景観の保全や、まちなみ景観の魅力を高めるまちづくりを目的として、緑化や敷際のしつらえや、建築物の外観の意匠、色彩などに基準を設定しました。

今回、箕面市景観計画を施行してから約15年が経過し、社会情勢やライフスタイルの変化等に対応するため、色彩基準の一部を見直しました。（令和6年3月29日告示）

Q&A

Q 店舗付きの住宅や共同住宅は色彩基準の変更の対象となるか？

- A** 店舗付き住宅や共同住宅は色彩基準の変更の対象ではありません。
今回の色彩基準の変更は、戸建住宅に限ります。戸建て住宅の定義は、建築基準法別表第2（い）欄第一号の住宅のこと（長屋住宅を除く）を指します。
なお、店舗ビルや事務所ビル、マンションのような大規模な建築物については、周辺景観への影響が大きいいため、今回の色彩基準の変更の対象となりません。

Q 変更の対象となる地域はどこか？

- A** 戸建住宅の色彩基準の変更は、景観計画区域（市域全域）が対象です。ただし、独自の色彩基準がある地区を除きます。

	地区	色彩基準
重点地区	山なみ景観保全地区	変更有り
	止々呂美田園景観保全地区	変更なし
	桜井駅前地区	変更有り
	箕面船場駅前地区	
	川合・山之口地区	
	箕面新都心地区	
	桜ヶ丘二丁目大正住宅博覧会地区	
	彩都粟生地区	
	外院二丁目地区	
	小野原西地区	変更なし
	箕面森町（水と緑の健康都市）地区	
	箕面森町地区の一部区域（ピースガーデン）	
	白島三丁目東急不動産開発地区	
	今宮三丁目東急不動産開発地区	変更有り
	府道豊中亀岡線沿道	
	桜ヶ丘二丁目大正住宅博覧会周辺地区 （田村橋通り沿道、紅葉橋通り沿道含む）	
	百楽荘弥生通り沿道	
	滝道沿道（風致地区含む）	
	山すそ景観保全地区	変更有り
	重点地区を除くその他の地区	変更有り